

成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に改め、「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の」を削り、「以下「新地方の施行法」を「第十四号において「地方の施行法」に、「同法附則第二十八条の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「同法附則第二十八条の九に規定する者であつて同条」を「同条第五項に規定する者であつて同項」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に、「同法による退職共済年金」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金」に改め、「できること」の下に「又は同項若しくは同条第五項若しくは第六項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けられること」を加え、同項第十四号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十条第一項若しくは第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若

しくは第二項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定」に改め、「除く。」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること（同号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に改め、「又は同項の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること」を削り、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものであつて政令で定めるものに限る。）」に改める。

附則第八十八条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十二条及び第二十七条の改正規定を次の

ように改める。

附則第二十二條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七條中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十八條のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十四條第二項の改正規定中「同條第三項」を「同條第二項」を「第三項」を「第二項」に改める。

附則第六六條のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律目次の改正規定中「第九條」を「第九條の二」に改め、同法第十條を削る改正規定を次のように改める。

第十條を第九條の二とする。

附則第六六條のうち社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第七章第二節の次に一節を加える改正規定（第三十七條に係る部分に限る。）中「者であるもの」の下に「の遺族」を加える。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第二百二十六条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち住民基本台帳法別表第一中七十七の七の項を七十七の八の項とし、七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の七の項を七十七の八の項とし、七十七の六の項」を「七十七の十三の項を七十七の十四の項とし、七十七の十二の項」に、「七十七の七 厚生労働省」を「七十七の十三 厚生労働省」に改める。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条の二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六条第三項中「若しくは船員保険法」を「船員保険法」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二百二十七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に、「若しくは第三十七条の十四第九項」を「第三十七条の十四第九項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に、「所得税法」を「第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の二の三第十四項、所得税法」に改める。

(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部改正)

第二百二十八条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

第十二条及び附則第二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

(電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二十九条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十一条のうち租税特別措置法第十条の二の二第一項及び第四十二条の五第一項の改正規定中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第三百十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。